

けたことになり毎月漸増の傾向にある。昭和三五年以降、医療扶助の推移をみると入院患者については、精神病及び一般病者の増加が目立っているが、入院患者の総数においては、結核患者の他法移管等もあって横這いの状況にある。入院外(通院)患者については、一般病の増嵩が目立っている。昭和三五年において、被保護人員のうち医療扶助人員の割合は月平均において二四・四%で昭和四〇年度においては三五・六%となり、五年間に一・二%の増、増加を示している。(表2及び図参照)

保護の動向の背景的事情

本県の保護の動向が依然として高保護率をもって推移する線から脱却できない要因は、産業経済基盤が脆弱であり、かつは近代産業の開発に立ちおくれ敢えて第一次産業に依存を余儀なくされ、従って低所得階層が広汎に存在していることにある。

なお、本県の被保護世帯の特異な現象としては、一世帯当り人員が減少していることである。これは被保護世帯の稼働年令層が労働市場の活潑な県外へ収入の増加を求めて流出していることも一要因であろう。



身体障害者福祉

社会復帰への道ひらく

昭和二四年に身体障害者福祉法(満十才以上)が制定されて一七年、県下の身体障害者の手帳発行番号は既に三五、六七五号に達しており、これら手帳所有者には種々の援護機関、及び施設、その他の措置により、更生を援助し、必要な保護により福祉の増進を図るよう努力をはかっているところである。そして身体障害者自身も自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参与すべく努めなければならないことも当然のことと、このことについては身体障害者福祉法の第一及び第二条に規定されている。

表2 医療扶助の推移

区別 年度	入院				入院外				合計				医療扶助率 %
	結核	精神	一般	計	結核	精神	一般	計	結核	精神	一般	計	
月・平均・医療扶助人員	2,873	1,269	738	4,880	1,070	39	6,110	7,219	3,943	1,308	6,848	12,099	24.42
35	2,416	1,330	870	4,616	990	34	7,255	8,279	3,406	1,364	8,125	12,895	24.96
36	1,614	1,324	1,125	4,063	1,068	50	8,820	9,938	2,682	1,374	9,945	14,001	25.34
37	1,031	1,553	1,452	4,036	1,086	75	11,685	12,846	2,117	1,628	13,137	16,882	28.34
38	855	1,967	1,602	4,424	1,084	100	12,758	13,942	1,939	2,067	14,360	18,366	32.28
39	761	2,413	1,670	4,853	1,082	142	13,226	14,450	1,843	2,555	14,905	19,303	35.61
40													
指	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	59.8
35	84	105	118	95	93	87	119	115	86	104	119	107	54.5
36	56	104	152	83	100	128	144	138	68	105	145	116	48.8
37	36	122	197	83	102	192	191	178	54	125	192	140	50.7
38	30	155	217	91	101	256	209	193	49	158	210	152	55.6
39	27	190	228	99	101	364	217	200	47	195	218	160	60.0
40													

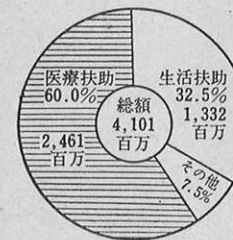
老後を しあわせに

本県における老人福祉事業のあらまし
ここ数年平均寿命の延長、社会環境の著しい変化等により、社会問題として老人問題が年々関心を高めております。県としても老人福祉の施策の一層の充実を図るよう努めているところであるが、そのあらまは次のとおりである。

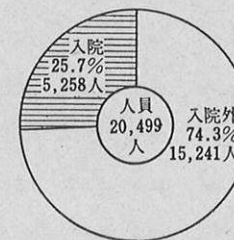
- (1) 老人の生活安定の為に先ず健康であるという事が第一である。そのため昨年度は各市町村が六五才以上の老人一四五、九〇三名の半を対象として健康診査を実施し、保健指導、精密検査などをおこなってきた。
- (2) 養護老人ホームは現在三三施設あり、約千七百人の老人が、ホーム内で安らかな生活を送っている。また、心身に特に欠陥があったり、衰弱の甚しい老人約一二〇名は特別養護老人ホーム二施設において施設の手厚い看護を受けておる。
- (3) 心身の障害のため日常生活に極度の不便を来たしておる老人の家庭に、老人家庭奉仕員が直接訪問し、日常生活の世話にあたっているが、本県には現在八代、本渡、水俣、人吉の各市で一二名の奉仕員がおかれている。
- (4) 老人クラブも県内各地域で給成され

生活保護法による医療扶助概況

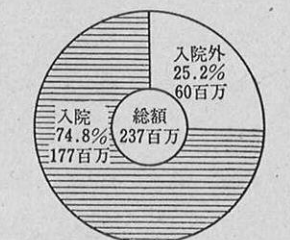
昭和40年度扶助別支出額割合



41.7医療扶助人員

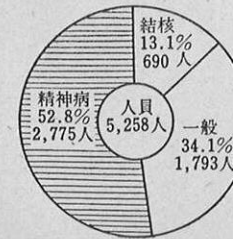


41.7医療費(基金支払額)

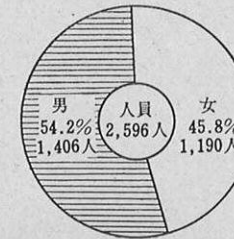


(註) 7月支払額は5月診療分である。

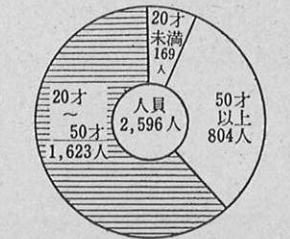
41.7入院患者病類別割合



41.4精神病入院患者男女別



41.4精神病入院患者年令別



老人福祉



つつあり、ここ数年来次第にそのクラブ数、会そのものも増加しつつあり、本年四月一日現在一、三四一クラブ、七四、四七五名の会員が夫々のクラブで自主的な活動を行なっており、県としてこれが育成助長に努めておる。

(5) 最後に老人福祉施設については、先に述べた老人ホームのうち、老朽施設の改築或は定員の増加による拡張など、その内容の拡充整備に重点をおいて実施しておる。

このほか、本年は宇土市に「老人福祉センター」が、又飽託郡天明村に「老人憩の家」も誕生することとなり、その完成がまたれておる。